保険給付一覧　健康保険組合では　こんな保険給付を行っています

被保険者の給付一覧

法定給付 ●健康保険法で決められた給付			付加給付 ●当組合独自の給付 法定給付に加えて支給	詳細頁
給付の種類	支給要件	給付内容		
◯病気やけがをしたとき				
療養の給付	保険医療機関に保険証を提出して、病気やけがの療養を受けたとき	保険適用分の医療費の７割 〈70 歳～ 74 歳の場合〉 ８割（現役並み所得者：７割）	●一部負担還元金 自己負担額から 20,000 円を控除した額を支給 ※詳細は 25 頁を参照	25
保険外併用療養費	保険との併用が認められる保険適用外の療養を受けたとき			30
療養費	立て替え払いをしたとき			32
高額療養費	１件の療養に関して、1カ月に同一の医療機関に支払った額が限度額を超えたとき	自己負担限度額（1 カ月）を超えた額 ●標準報酬月額の所得区分 83 万円以上：252,600 円＋（医療費－842,000円）×1% 53～79 万円：167,400 円＋（医療費－558,000円）×1% 28～50万円：80,100 円＋（医療費－267,000円）×1% 26 万円以下：57,600 円 ※低所得者の自己負担限度額は 35,400 円になります。 ※直近 12 カ月間に３カ月以上高額療養費に該当した場合、４カ月目からは自己負担限度額が低額になります（28 頁参照） ※ 70 歳～ 74 歳の自己負担限度額は異なります（29 頁参照）		27
合算高額療養費	同一世帯内で 21,000 円以上の自己負担が１カ月に２件以上あり、その額を合算すると限度額を超えるとき		●合算高額療養費付加金 自己負担の合計額から 20,000 円を控除した額を支給 ※詳細は 28 頁を参照	28
高額介護合算療養費	１年間に医療と介護にかかった自己負担の合算額が限度額を超えたとき	自己負担限度額（1 年）を超えた額のうち医療にかかった自己負担の比率に応じた額		29
訪問看護療養費	訪問看護を受けたとき	看護費用の７割 ※ 70 歳～ 74 歳の給付割合は療養の給付と同様です	●訪問看護療養費付加金 自己負担額から 20,000 円を控除した額を支給 ※詳細は 35 頁を参照	35
入院時食事療養費	入院して医療機関から食事の提供を受けたとき	１日３食を限度に１食あたり 460 円を超えた額 ※低所得者等には負担軽減措置があります		34
入院時生活療養費	65 歳以上の人が療養病床に入院したとき	食費として１日３食を限度に１食あたり 460 円を超えた額、居住費として１日 370 円を超えた額 ※低所得者等には負担軽減措置があります		34
移送費	歩行が困難な状態で転院などをするとき	健康保険組合が算定する基準額の範囲内の実費		36
◯病気やけがで働けないとき				
傷病手当金	療養のために休業し、給料を受けられないとき	休業１日につき［直近12カ月間の標準報酬月額平均額の 30 分の 1］の３分の２相当額 ●支給期間：欠勤４日目から１年６カ月間		37
◯出産をしたとき				
出産手当金	出産のために休業し、給料を受けられないとき	休業１日につき［直近12カ月間の標準報酬月額平均額の 30 分の 1］の３分の２相当額 ●支給期間：出産の日以前 42 日（双子以上の場合は 98 日。出産予定日が遅れた場合はその期間も支給）、出産の日後 56 日間		39
出産育児一時金	出産をしたとき	１児につき 420,000 円 ※産科医療補償制度に未加入の分娩機関で出産したときは 404,000 円になります	●出産育児一時金付加金 １児につき 90,000 円を支給	38
◯死亡したとき				
埋葬料	死亡したとき	一律 50,000 円 ※埋葬料を受け取る人がいない場合は、埋葬を行った人に埋葬料の範囲内の実費を支給	●埋葬料付加金 150,000 円を支給	40

被扶養者の給付一覧

法定給付 ●健康保険法で決められた給付			付加給付 ●当組合独自の給付 法定給付に加えて支給	詳細頁
給付の種類	支給要件	給付内容		
◯病気やけがをしたとき				
家族療養費	保険医療機関に保険証を提出して、病気やけがの療養を受けたとき	保険適用分の医療費の７割 〈小学校入学前の場合〉 ８割 〈70 歳～ 74 歳の場合〉 ８割（現役並み所得者：７割）	●家族療養費付加金 自己負担額から 20,000 円を控除した額を支給 ※詳細は 25 頁を参照	25
＊保険外併用療養費	保険との併用が認められる保険適用外の療養を受けたとき			30
＊療養費	立て替え払いをしたとき			32
高額療養費	１件の療養に関して、1カ月に同一の医療機関に支払った額が限度額を超えたとき	自己負担限度額（1 カ月）を超えた額 ●標準報酬月額の所得区分 83 万円以上：252,600 円＋（医療費－842,000円）×1% 53～79 万円：167,400 円＋（医療費－558,000円）×1% 28～50万円：80,100 円＋（医療費－267,000円）×1% 26 万円以下：57,600 円 ※低所得者の自己負担限度額は 35,400 円になります。 ※直近 12 カ月間に３カ月以上高額療養費に該当した場合、４カ月目からは自己負担限度額が低額になります（28 頁参照） ※ 70 歳～ 74 歳の自己負担限度額は異なります（29 頁参照）		27
合算高額療養費	同一世帯内で 21,000 円以上の自己負担が１カ月に２件以上あり、その額を合算すると限度額を超えるとき		●合算高額療養費付加金 自己負担の合計額から 20,000 円を控除した額を支給 ※詳細は 28 頁を参照	28
高額介護合算療養費	１年間に医療と介護にかかった自己負担の合算額が限度額を超えたとき	自己負担限度額（1 年）を超えた額のうち医療にかかった自己負担の比率に応じた額		29
家族訪問看護療養費	訪問看護を受けたとき	看護費用の７割 ※小学校入学前・70 歳～ 74 歳の給付割合は家族療養費と同様です	●家族訪問看護療養費付加金 自己負担額から 20,000 円を控除した額を支給 ※詳細は 35 頁を参照	35
＊入院時食事療養費	入院して医療機関から食事の提供を受けたとき	１日３食を限度に１食あたり 460 円を超えた額 ※低所得者等には負担軽減措置があります		34
＊入院時生活療養費	65 歳以上の人が療養病床に入院したとき	食費として１日３食を限度に１食あたり 460 円を超えた額、居住費として１日 370 円を超えた額 ※低所得者等には負担軽減措置があります		34
家族移送費	歩行が困難な状態で転院などをするとき	健康保険組合が算定する基準額の範囲内の実費		36
◯出産をしたとき				
家族出産育児一時金	被扶養者が出産をしたとき	１児につき 420,000 円 ※産科医療補償制度に未加入の分娩機関で出産したときは 404,000 円になります	●家族出産育児一時金付加金 １児につき 90,000 円を支給	38
◯死亡したとき				
家族埋葬料	被扶養者が死亡したとき	一律 50,000 円	●家族埋葬料付加金 150,000 円を支給	40

＊「保険外併用療養費」「療養費」「入院時食事療養費」「入院時生活療養費」が被扶養者に支給されるときは「家族療養費」として支給されます。

● 75 歳以上の人は後期高齢者医療制度に加入するため、健康保険組合から保険給付が行われることはありません。